

みんなて
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏内のイベント情報をお届けします♪

三沢市

三沢基地航空祭

F-2、F-16による飛行展示をはじめ、地上展示や音楽祭などの催しが行われます。

- ▶とき 9月8日(日)
午前8時30分～午後3時
- ▶ところ 三沢基地内

問第3航空団司令部渉外室 ☎634121



MISAWA BBQ ジャンボリー2019

三沢の文化「バーベキュー」を楽しめるイベントです。バター作り体験や大根おろし大会などの各種参加型イベントやバンドライブ、キャラクター握手会なども開催されます。

- ▶とき 10月6日(日)
午前9時30分～午後4時
- ▶ところ 道の駅みさわ
斗南藩記念観光村

問(一社)三沢市観光協会 ☎592311



東北町

日の本中央まつり

五穀豊穡と無病息災を祈願したまつりです。山車の合同運行や花火大会などが行われます。

- ▶とき 9月6日(金)～8日(日)
- ▶ところ 青い森鉄道「乙供駅」周辺
赤川河川敷

問東北町商工会 ☎0175632329



おいらせ町

おいらせ百石まつり

御神輿行列が練り歩き、虎舞や駒踊りなどの後に豪華絢爛な山車が続くお祭りです。中央公園おまつり広場では、カラオケ大会やビンゴ大会、歌謡ショーなどのイベントが開催されます。

- ▶とき 9月20日(金)～23日(月)
- ▶ところ 百石本町地区

おいらせ下田まつり

日本の歴史や民話などをテーマに制作した山車が運行し、山車の上では、歴史上の人物に成り切った人たちがパフォーマンスを繰り広げます。駅前ロータリーでは、屋台や特設ステージが設置され、各種イベントが行われます。

- ▶とき 9月27日(金)～29日(日)
- ▶ところ 下田駅周辺

問おいらせ町観光協会(おいらせ町商工観光課内) ☎0178664703

あなたの街の

法律相談

～第45回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「遺産分割前の預貯金の払戻制度」です。

問まちづくり支援課 ☎516777

Q 民法が改正されて、遺産分割前の預貯金の払い戻しが可能となったと聞きましたが、どのような内容なのでしょう。

A 民法第909条の2が創設され、遺産分割の前に、遺産である預貯金の一部について、各相続人が単独で払い戻しの請求を行うことが可能になりました。

Q 預貯金の一部とは、どれくらいの金額になるのでしょうか。

A ①遺産に属する預貯金につい

て、②相続開始時点の残高の3分の1に相当する金額へ、各相続人の法定相続分を乗じた金額のうち、③法務省令で定める金額(150万円)を超えない限度の金額について、払い戻しを請求できます。

Q いずみ銀行十和田支店に600万円の預金があって、私の法定相続分は2分の1なのですが、いくら請求が可能ですか。

A 600万円×3分の1×2分の1=100万円となり、これは150万円を超えない金額ですから、100万円の請求が可能です。

Q いずみ銀行八戸支店にも1,200万円の預金がありますので、こちらについても併せて請求できますか。

A 同一の金融機関に複数の支店がある場合には、全支店の預

貯金の合計について先ほどの計算方法で算出し、上限も合計150万円となります。従って、600万円+1,200万円=1,800万円。1,800万円×3分の1×2分の1=300万円。これは、150万円を超える金額となりますので、合計して150万円の限度で請求できます。各金融機関へ問い合わせをしてみましょう。

Q 遺産分割前の一部の払い戻しを受けた相続人は、遺産分割ではどのように取り扱われるのですか。

A この制度によって預貯金の払い戻しを受けた相続人は、その後の遺産分割協議や、調停、審判において、遺産の一部を既に取得したものとして考慮されることになります。

(文責・弁護士 鈴木 陽大^{あきひろ})
いずみ法律事務所 ☎586558